

## 第1回 地方共同の金融機構のあり方検討会

日時 平成20年11月7日（金） 15:30～17:30

場所 総務省8階特別会議室

出席者 神野会長、池ノ内委員、木内委員、佐藤委員、全国知事会中川事務総長（伊藤特別委員代理）、岡村特別委員、全国町村会山中事務総長（荒木特別委員代理）、井手特別委員、小西特別委員、林特別委員

久保自治財政局長、望月審議官、佐々木公営企業課長、黒田地方債課長、坂越地方債課課長補佐

### 【概要】

- ・ スピードに加え、慎重な判断も重要ではないか。自治体間でも財政力の格差は大きく、いろいろな意見があると思う。地方の声はよく受け止めて具体案を考えて欲しい。
- ・ 生活対策の一環としての対策なので、これまで長年積み重ねられてきた議論を踏まえて、慎重にだけではなく、迅速に検討することが必要。
- ・ 長期と低利という概念は全く違うものでないか。長期は分かるが、低利も合わせて狙うのかどうか論点になるのではないか。
- ・ 今の機構に加え、もう一つ機構をつくるのはこの行革の流れでは無理であろう。
- ・ 地方債の安全性が様々な仕組みで担保されていることを改めてしっかりと確認することが必要でないか。
- ・ 小規模団体を意識して、質的に市場調達と異なる長期・低利の資金を確保するという位置付けが必要だろう。
- ・ 分権委の最終報告でも地方の共同調達機関を検討すべきと明記されており、昔からの議論の底辺にあるのは、分権の視点である。
- ・ モラルハザードの論点についても、欧州では互助の共同調達の方が独自の市場調達よりモラルハザードがより生じにくいという議論もある。
- ・ 全国知事会の考え方は、以前にも地方六団体で意見書を出しているが、地方が共同して創設することは歓迎。論点は全てではないが、重要な点が盛り込まれている。新機構設立の際は、地方の自主性の確立をお願いし、確保されたと理解。国の基金返還、政府保証は外す等、運営の面、人事の面で国の関与がなくなった。
- ・ この機構とこのたび議論する新組織創設との関係はどうかとい

った問題がある。機構の業務の拡大にならざるを得ない。機構を立ち上げた趣旨が没却されないよう、議論していただくことを強く望むところである。

- ・ 機構が立ち上がって1ヶ月しか経っていない。機構の今後の運営の状況も見えていく必要があり、今後の展開により、機構の資金確保が難しくならないよう、機構との関係に注意して欲しい。
- ・ 全体方向を確認したい。明治以来の議論であり、戦時直前にこの議論が盛り上がった。それは、税の収入等は国に吸い上げられ、地方の自由が殆どなくなり、せめて起債ぐらいは地方の自由を保つ必要があるという状況によるものである。このように、この議論の本筋は分権であり、いかに自由な起債を確保していくかが重要である。力点としては小規模団体を意識したものとして議論されてきており、今回もそうなる。
- ・ 公募債や市場化の流れの中で、小規模団体のための共同調達というのは当然流れに即したものとなる。行革も重要だが、地方の自由や分権も重視すべき。
- ・ 地方の長年の願望だったのだろうが、やや唐突な感じもあり、よくよく必要性をしっかりと議論する必要がある。理念だけではなく、資金調達の実態も踏まえ、現実に困っているのか、必要性があるのかを問う必要がある。
- ・ 戦前の議論は、交付税や財政健全化法等が整備されていない時代のものであり、現状のように、償還確実性が高まった時代とは状況が異なる。その時代背景や制度の相違をどう踏まえて制度設計するかが重要。
- ・ ロットを束ねることによって低利の調達を図ることを共同調達機関の役割と考えるのか。それとも、個々の地方団体毎に信用力に差があるとマーケットは見ているため、信用力の強弱を個々の地方団体が助け合うという信用補完も共同調達機関の役割の一つとして捉えるのか。
- ・ 低利をどう捉えるかがキー。信用補完により弱い所を助けるということは、どこかがそのコストを負担するから可能となる。そこをどう考えるかも重要。
- ・ 財政投融资が減って、地方の需要を満たせない状態が生じているならば、補完する意味で共同調達機関の役割も重要だろう。国の方でまだ提供できる余地があるなら別であるが。
- ・ 単独で調達するよりも低利の資金を提供できるならば、それで十分役割はある。単なる金利だけに着目すれば国でやった方が安いだろうが、コストに還元できない部分があることも事実。

- ・ この共同調達機関の仕組みが戦前より一貫して主張されつつ頓挫してきたことの最大の理由は、財投（財政投融资）で手当するからそのような機関は不要というものであった。しかし、現在、現実に財投で手当できているのかを見る必要がある。財投が絞られてきているし、事務負担コストもあるし、条件も縛られている。だからこそ、今、こういう共同機関が必要というロジックとなるのではないか。
- ・ 財投資金の借入れは地方が縛られる。このため、共同機関の創設により起債する自由を保障していくことが、分権の観点から意味がある。
- ・ 長期よりも低利であるか否かが地方にとっては極めて重要。
- ・ 現在公庫・機構が低利を実現できている背景は公営競技納付金の存在が大きい。この部分の資金手当を今後どこからやるのか考える必要がある。
- ・ 何故地方共同でやるのかは、分権の考え方を基本とすべき。長期・低利との観点からは国でやればそれでいいが、分権の考え方からは地方の組織で自由にやれるようにすべき。
- ・ 質的な面において、財政融資資金の代替になると言えるのか。財政融資資金の問題点を解決するものという立論ができるかどうか重要。
- ・ 臨時三事業に業務拡大した時は、財政融資資金でその部分を賄えないから公庫でというのがロジックであった。そうすれば、現状は、財政融資資金が減少し、地方の需要を満たせなくなってきているからその部分を共同調達機関で補完するという説明になるのではないか。
- ・ 小規模市町村の借入実態をデータ的に検証する必要がある。現状で困っていることを調べることが必要。
- ・ 銀行は企業に貸すより自治体に貸すので、現状としては特に困っていないとも見られるが、金融市場やこれに対する規制が変化する中、将来とも安泰なのかという点には懸念がある。
- ・ 行革の考えから考えると、現在の機構に加え、二つ目の機構を創るのはいかがかと思われる。
- ・ 公庫のみが一般貸付が認められず、公営企業貸付に限定されたことについての積極的な理由は何であったのか調べてほしい。